

静岡大学 国際連携推進機構特任教員 公募

職名及び人員	特任教員（国際・企業連携教育）（講師または准教授） 1名
所属	静岡大学 国際連携推進機構
求人内容	静岡大学では、アジアを中心とする海外で活躍する国際感覚あふれる人材の育成を目的として、国際展開を進める静岡県内企業等と連携してグローバル教育に取り組んでいます。アジアブリッジプログラム(ABP)を軸とする留学生、及び国内学生の教育に加えて、英語での留学生との共修や交流活動、海外派遣の推進にも力を入れています。これらの取組みをさらに推進するため、企業との連携をもとに展開する教育活動に尽力くださる方を下記の要領により募集いたします。
業務内容	<p>企業連携教育活動に係る企画・調整及び実施・運営</p> <p>1) 担当科目 グローバルアジア特別教育プログラム：ビジネス科目・海外研修 ABP 修士プログラム：キャリア教育科目（英語） 静岡からグローバルキャリアを考える（集中講義）</p> <p>2) 留学生のインターンシップ・就職活動の各種支援</p> <p>3) 留学生就職促進教育プログラムの運営</p> <p>4) 自治体等関係機関・企業との連携活動</p> <p>5) その他、国際連携推進機構に関する業務</p>
勤務地	浜松キャンパス（浜松市中区城北 3-5-1）（静岡キャンパスでの業務も有）
採用予定日	令和5年4月1日以降、できるだけ早い日
任期	1年契約とし、評価に基づく更新の可能性あり（最長5年）
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ・修士号以上の学位又は同等の資格・経歴を有する者、もしくは関連分野の実務経験が豊富な者。 ・企業等での実務経験がある者。 ・英語による実務能力およびコミュニケーション能力を有する者。
勤務日数・時間数	<p>・月～金（8:30～17:15、休憩 11:50～12:50）週5日勤務（週38時間45分） 1日7時間45分</p> <p>・年次有給休暇や特別休暇などは学内規程による</p>
休日	土・日・祝・年末年始（12/29～1/3）
給与	年俸制（静岡大学の規程による）
手当等	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤手当有（通勤距離が片道2km以上の場合に支給。手当額は、通勤方法等による） ・時間外労働手当、特殊勤務手当有 ・扶養手当、住居手当、退職手当、賞与等は支給なし
加入保険	労災保険、雇用保険、社会保険（文部科学省共済組合）
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴書（所定の様式） ・最終学歴証明書（学位記のコピーでも可） ・「業務内容」に関連する実務経験がある場合は、その内容などについて年度と

	<p>ともに記載のこと。(様式随意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・研究業績一覧(所定の様式あり) 論文があれば主要な3点以内のコピーを付けること。 著書がある場合は、表紙と目次と中身の一部をコピーすること ・「静岡大学の国際教育と企業連携のあり方」と題した小論文(A4版、2000字程度) ・照会できる方2名のお名前と連絡先(履歴書に記入欄有) <p>*学歴・職歴については期間を記載。</p>
応募期限	令和4年9月12日(月)17:00必着のこと
書類送付先	〒422-8529 静岡市駿河区大谷836 静岡大学国際連携推進機構長 宛 *「国際連携推進機構特任教員応募書類在中」と朱書きで表記し、簡易書留で送付のこと
問い合わせ先	静岡大学学務部国際課 真野 電話054-238-4454(直通) E-mail: ias-su[at]adb.shizuoka.ac.jp ※[at]を@にご変更ください。
選考方法	<ul style="list-style-type: none"> ・第一次審査(書類選考)で選抜された候補者には、面接(プレゼンテーションを含む)による第二次審査(令和4年10月上旬予定)を実施します。 ・プレゼンテーションはご自身の国際教育・企業連携教育に関連する経歴の紹介とともに「企業連携を通じた静岡大学の国際教育への貢献」と題しての発表をお願いします。 ・第二次審査に先立ち、推薦書を提出していただきます。
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1)面接のための旅費及び宿泊費は応募者でご負担願います。 2)提出していただいた書類は返却しません。 3)提出書類に含まれる個人情報、国立大学法人静岡大学の定めに従い、本選考にのみ使用し、ほかの目的には一切使用しません。 4)主たる勤務地と同じ市内あるいはその周辺に居住可能な者が望ましい。 5)教育・研究業績の審査において、産前、産後休暇又は育児休業取得による中断期間がある場合には、応募者の申出により考慮します。 6)静岡大学は、静岡大学男女共同参画憲章の基本方針に基づき男女共同参画や女性教員の採用を推進しており、評価が同等の場合は女性の候補者を優先する選考を行います。また、国際化の推進を図るため、評価が同等の場合は外国籍の方、あるいは外国で学位を取得した方を優先する選考を行います。